

# 広域連合



## ゆうきの里 雲南フェア(広島市)

10月15日、16日の2日間、広島城周辺で開催しました。ステージでは、神楽や太鼓を上演しました。

写真：出雲大社神楽佐世支部の神楽 (上)  
フェア会場の入口 (下右)  
広域連合のブースに並ぶ人たち (下左)

ふるさとひろしま

12

イベント情報

10~11

観光地づくりセミナー開催  
広島に向けての情報発信

9

雲南フェア開催  
島根ふるさとフェアのご案内

8

介護保険情報コーナー  
・特別養護老人ホームの入所基準  
・地域包括支援センターの役割

4~7

議会報告

2~3

冬号

雲南広域連合

2005  
Vol.38

11

平成17年11月18日発行

〒690-2403  
島根県雲南市三刀屋町下熊谷1773-1  
TEL0854-45-5880 FAX0854-45-5887  
E-mail: info@unnan.jp

# 議 会 報 告

8月31日に、平成17年雲南広域連合議会8月定例会を開催しました。今回の議会には次のとおり議案を提出し、すべて原案通り可決・認定・同意されました。また、飯南町議会議員選挙に伴い空席となっていた総務常任委員長等が選任されました。



## 議決された事項

### 平成16年度雲南広域連合歳入歳出決算の認定について

一般会計は、歳入総額が110,542千円、歳出総額が104,447千円となり、歳入から歳出を差し引いた額は6,095千円となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額が5,541,560千円、歳出総額が5,440,502千円となり、歳入から歳出を差し引いた額は101,057千円となりました。（詳細は次ページを参照）

### 平成17年度雲南広域連合一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれを3,467千円増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ90,030千円となりました。

主な内容：派遣職員の人事異動に伴う派遣職員人件費負担金の減額 ……△4,813千円  
庁舎バリアフリー化のためのトイレ改修 ……298千円  
市町村合併に伴うパンフレット作成及び電光掲示板の改修 ……1,087千円  
観光地づくりセミナーの開催経費 ……800千円  
16年度決算に伴う市町負担金精算の償還金の増額 ……6,095千円

### 平成17年度雲南広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれを110,157千円増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6,207,381千円となりました。

主な内容：事務処理システム共同開発委託料の増額 ……10,648千円  
制度改正関係会議等の増加に伴う旅費の増額 ……277千円  
人事異動に伴う職員人件費の減額 ……△1,824千円  
前年度余剰金の積立 ……8,316千円  
16年度決算に伴う各種負担金精算の償還金の増額 ……92,740千円

### 監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて

飯南町議会議員選挙に伴い空席となっていた監査委員(議会選出)に那須穂土輝議員(飯南町)を選任しました。

	・ 委員	那須穂土輝
	議会運営委員会	
・ 委員	那須穂土輝	
・ 委員	難波 俊司	
厚生常任委員会		
・ 委員長	安部 朋次	
総務常任委員会		

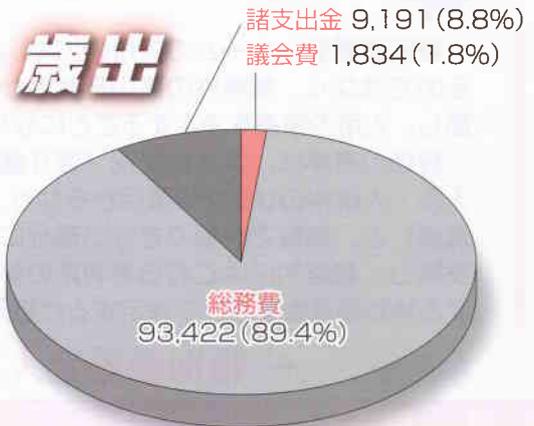
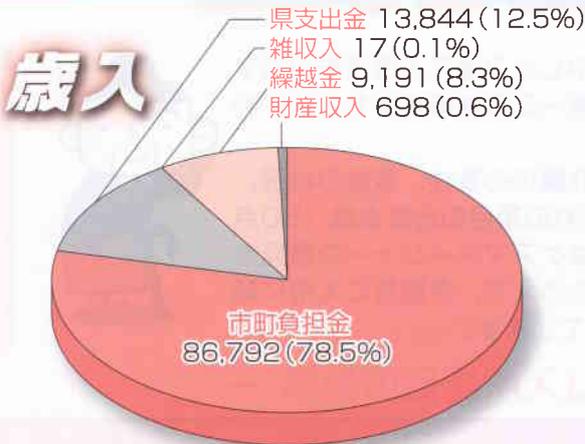
新たに選任された委員長、委員等は次のとおりです。

## 議会構成

平成  
16年度

# 歳入歳出決算の概要について

## 一般会計



歳入総額 110,542千円

歳出総額 104,447千円

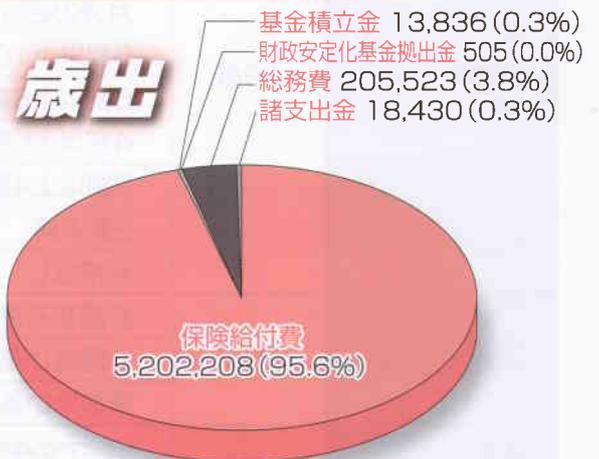
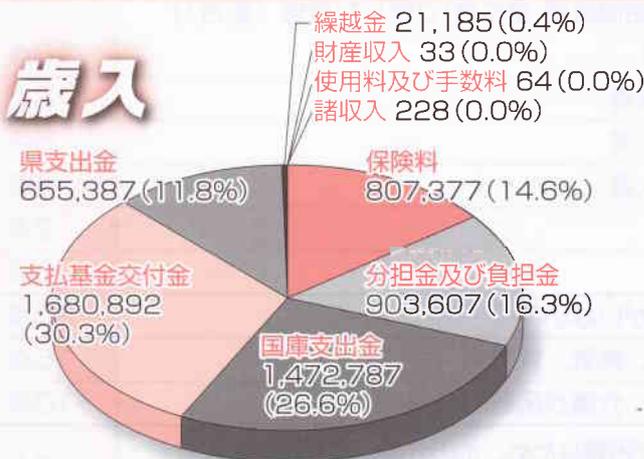
### 歳入の主な内容

主な歳入は、各市町からの負担金が最も多く、歳入全体の8割弱を占めています。次に多いのが県からの補助金で、内訳はIT活用促進総合補助金として5,844千円、住んで幸せしななづくり事業費補助金として8,000千円となっています。

### 歳出の主な内容

観光振興事業として、広島地域でのテレビ放映やふるさとフェアへの参加、観光ガイドブックの作成などを行い、雲南地域のPRに努めました。また、雲南未来博物館事業は、旧木次町と旧横田町のコンテンツを制作したことにより、旧10町村すべてのコンテンツ制作が終了しました。

## 介護保険特別会計



歳入総額 5,541,560千円

歳出総額 5,440,502千円

### 歳入の主な内容

主な歳入は、65歳以上の方が納める第1号保険料と、40歳から64歳までの方が納める第2号保険料（支払基金から交付金として交付される）と、国・県からの支出金、各市町の負担金で占められています。

### 歳出の主な内容

歳出の大部分を占める「保険給付費」は、要介護・要支援認定を受けてサービスを利用されたときに、介護保険で負担するおおよそ9割の給付費で、全体の95.6%を占めています。その他は、介護保険に関するシステム改修などの費用や事務費などが占めています。

# 特別養護老人ホームの入所順の決定には基準があります

特別養護老人ホームの入所順については、申し込み順で入所者を決定するのではなく、緊急性の高い高齢者かどうかを一定の評価基準をもって判断し、入所の順番を決定することになります。

評価の基準は、本人の状況（要介護度）、介護の必要性、家族の状況、入所・入院中の状況の4項目からなり、それぞれの項目の合計点数（50点満点）と、点数で評価できない部分についてはケアマネージャーの意見を反映し、最終的にはこれらを判定の参考としたうえで、各施設に入所に関する検討委員会を設けて決定する仕組みとなっています。



## － 特別養護老人ホーム入所評価の基準 －

項目	持点	区分	点数
本人の状況	13点	要介護5	10点
		要介護4	8点
		要介護3	6点
		要介護2	4点
		要介護1	2点
		(加算)認知症に伴う問題行動の有無(*)	3点
介護の必要性	10点	現在居宅において、介護保険の居宅サービスの利用が要介護1～5の区分支給限度額(単位数)に占める割合。 (直近3ヶ月のサービス利用額(単位数)の合計を、3ヶ月分の区分支給限度額(単位数)で除した数値(割合))	
		8割以上10割	10点
		6割以上8割未満	8点
		4割以上6割未満	6点
		2割以上4割未満	4点
		2割未満	2点
		利用なし	0点
家族の状況	20点	介護する家族がいない	20点
		介護者が高齢、病気、就労	15点
		家族はいるが、介護が困難な状況	10点
入所・入院中の状況	7点	居宅での生活が困難なため、他の介護保険施設等に入所・入院している場合	7点

\*問題行動とは、自傷行為・夜間せん妄・不穏興奮・大声・奇声・徘徊・不潔行為・摂食異常(異食)・弄火などをいいます。

【備考】

- 50点を満点とします。
- 「島根県老人福祉施設協議会入所基準に関する考え方」のとおり入所検討委員会で決定します。
- 2にかかわらず、災害等の事情により施設への入所を施設長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- この基準については、島根県老人福祉施設協議会と島根県等関係機関との協議で決定され、雲南圏域では平成16年6月1日より運用しています。



# 介護保険情報コーナー



平成18年4月の制度改正により

## 介護保険の新たな拠点 「地域包括支援センター」が誕生します

平成18年4月の制度改正により、予防を重視した介護保険制度に大きく変わります。前号では、新しい制度の概要、しくみとながれをお知らせしましたが、今回は予防を重視したしくみの中核を担う、地域包括支援センターの役割についてお知らせします。



### 地域包括支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターは、地形、人口分布などに基づく生活圏域をもとに各地域に設置されます。そして、その地域にお住まいの方に対して心身の健康維持、保健・福祉などの向上増進のために必要な援助・支援を包括的におこなう地域の中核機関としての役割を担います。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などが連携し、その業務にあたります。



### 地域包括支援センターの主な役割

#### 1. 予防にむけた事業などをおこないます。

現在、要支援・要介護の認定を受けている方以外に、要支援・要介護になる恐れがある方などに対し、要介護状態になることを防ぐための効果的な事業をおこないます。

また、要支援者の方を対象に、状態が悪化するのを防ぐためのサービスをおこなう窓口となります。

#### 2. 包括的・継続的マネジメントをおこないます。

高齢者一人ひとりの状態の変化に応じた長期的なケアをおこなうために、担当のケアマネージャーに助言をしたり、医療機関などとの連携をおこなうための支援をします。

#### 3. さまざまな制度をまたいだ総合相談・支援をおこないます。

介護だけでなく、医療、福祉など相談の内容に応じて、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、各種ボランティアなどの必要なサービスや援助が利用できるよう支援します。

また、高齢者への虐待防止や、その早期発見のための事業、またその他の権利擁護のための事業をおこないます。